

岐阜県地球温暖化防止基本条例 新旧対照表 (案)

(新)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第六条)第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画 (第七条・第八条)第三章 地球温暖化対策第一節 県による地球温暖化対策 (第九条・第十条)第二節 事業活動に係る地球温暖化対策 (第十一条—第十七条)第三節 日常生活に係る地球温暖化対策 (第十八条・第十九条)第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策 (第二十条—第二十六条)第五節 建築物に係る地球温暖化対策 (第二十七条—第三十一条)第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 (第三十二条)第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 (第三十三条—
第三十六条)第四章 気候変動適応 (第三十七条—第三十九条)第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等 (第四十
条—第四十二条)第六章 雑則 (第四十三条—第四十七条)

附則

現代社会は、化石エネルギーと資源の大量消費に依存しながら著しい発展を遂げてきた。この発展に伴い、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスも、増加の一途をたどり、これが地球温暖化を引き起こし、自然生態系を含む地球環境のみならず私たちの生活にも影響を及ぼしていることから

____、私たちは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、地球温暖化を防止することにより、持続可能な社会を実現していかなければならない。

このような状況の中で、私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化

(旧)

岐阜県地球温暖化防止基本条例

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第六条)第二章 県による地球温暖化対策 (第七条—第九条)第三章 事業活動に係る地球温暖化対策 (第十条—第十五条)第四章 日常生活に係る地球温暖化対策 (第十六条・第十七条)第五章 自動車の使用に係る地球温暖化対策 (第十八条—第二十四条)第六章 建築物に係る地球温暖化対策 (第二十五条—第二十九条)第七章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 (第三十条)第八章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 (第三十一条・第
三十二条)第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等 (第三十三条—第三十五
条)第十章 雑則 (第三十六条—第四十条)

附則

現代社会は、化石エネルギーと資源の大量消費に依存しながら著しい発展を遂げてきた。この発展に伴い、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスも、増加の一途をたどり、これが地球温暖化を引き起こし、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。今や地球温暖化の防止は、人類共通の課題で

あり、私たちは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し____、持続可能な社会を実現していかなければならない。

このような状況のなかで、私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化

炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用など、先取の気概をもって、温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との均衡がとれた脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

また、温室効果ガスの排出の量の削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候の変動に起因する生活、社会、経済及び自然環境における影響が顕在化しており、これが将来にわたり拡大するおそれがあることから、これに適応することができる社会を築いていくことも重要である。

このため、県民、事業者、行政その他のあらゆる主体が参画し、相互に連携して地球温暖化対策及び気候変動適応の更なる推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止及び気候変動適応について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、並びに気候変動影響による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定めることにより、地球温暖化対策及び気候変動適応の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下「推進法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための施策又は取組その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。

炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギー_____の活用など、先取の気概をもって低炭素社会

の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

このため 県民、事業者、行政その他のあらゆる主体が参画し、相互に連携して地球温暖化対策_____の更なる推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止_____について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進する_____のための基本的事項を定めることにより、地球温暖化対策_____の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下「法_____」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための施策_____その他の地球温暖化の防止を図るための施策_____をいう。

- 三 温室効果ガス 推進法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 推進法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるエネルギーをいう。
- 六 気候変動影響 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号。以下「適応法」という。）第二条第一項に規定する気候変動影響をいう。
- 七 気候変動適応 適応法第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。

（県の責務）

第三条 県は、中長期的観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定による地球温暖化対策等の策定及び実施に当たっては、国、市町村、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）との連携を図るものとする。
- 3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるものとする。
- 4 県は、市町村が行う地球温暖化対策等を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 5 県は、事業者、県民及び民間団体が行う地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を促進するための支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるものとする。
- 3 事業者は、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制に関する調査その他の地球温暖化対策等に協力するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

- 三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるエネルギーをいう。

（県の責務）

第三条 県は、中長期的観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策_____を策定し、及び実施するものとする。

- 2 _____前項の規定による地球温暖化対策_____の策定及び実施_____は、国、市町村、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携して行うものとする。
- 3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるものとする。
- 4 県は、市町村が行う地球温暖化対策_____を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 5 県は、事業者、県民及び民間団体が行う地球温暖化対策_____を促進するための支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制に関する調査その他の地球温暖化対策_____に協力するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、県が実施する地球温暖化対策等に協力するものとする。

(観光旅行者等の責務)

第六条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策等に協力するものとする。

第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画

(地球温暖化防止・気候変動適応計画)

第七条 知事は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「地球温暖化防止・気候変動適応計画」という。)を定めるものとする。

2 地球温暖化防止・気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標

二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項

三 気候変動適応に関する施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地球温暖化防止・気候変動適応計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策等の実施状況の公表)

第八条 知事は、毎年、地球温暖化防止・気候変動適応計画に基づく地球温暖化対策等の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(観光旅行者等の責務)

第六条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

第三章 地球温暖化対策

第一節 県による地球温暖化対策

(県による地球温暖化対策)

第九条 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 事業者、県民、民間団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。
- 二 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう。以下同じ。）であって規則で定めるものの普及に関すること。
- 三 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）への需要の転換の促進に関すること。
- 四 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- 五 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のための施策の推進に関すること。
- 六 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の環境性能の向上に関すること。
- 七 都市機能の集約の促進に関すること。
- 八 公共交通機関の利用者の利便の増進に関すること。
- 九 緑化の推進に関すること。
- 十 森林の保全及び整備並びに県産材（県内に所在する森林から生産された木材をいう。以下同じ。）その他の森林資源の利用の促進に関すること。
- 十一 エネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関すること。
- 十二 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの普及に関すること。
- 十三 環境教育及び環境学習の推進に関すること。

第二章 県による地球温暖化対策

(県による地球温暖化対策)

第七条 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 事業者、県民、民間団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。
- 二 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう_____。）であって規則で定めるものの普及に関すること。
- 三 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）への需要の転換の促進に関すること。
- 四 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- 五 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策の推進に関すること。
- 六 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の環境性能の向上に関すること。
- 七 緑化の推進に関すること。
- 八 森林の保全及び整備並びに県産材（県内に所在する森林から生産された木材をいう。以下同じ。）その他の森林資源の利用の促進に関すること。
- 九 エネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関すること。
- 十 再生可能エネルギー_____の普及に関すること。
- 十一 環境教育及び環境学習の推進に関すること。

十四 地球温暖化の防止に貢献する技術に係る研究開発の促進並びに当該技術を有する産業の育成及び振興に関すること。

十五 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究に関すること。

十六 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること。

(県の率先実施)

第十条 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を策定するとともに、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずるものとする。

一 環境マネジメントシステムの円滑な運用に関すること。

二 環境物品等の調達に関すること。

三 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。

四 自動車の燃料使用量の削減に関すること。

五 緑化の推進に関すること。

六 県産材の活用に関すること。

七 省エネルギーの推進に関すること。

八 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入の推進に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制のために必要な措置

十二 地球温暖化の防止に貢献する技術に係る研究開発の促進並びに当該技術を有する産業の育成及び振興に関すること。

十三 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究に関すること。

十四 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること。

(地球温暖化防止計画の策定)

第八条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化防止計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標

二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民

第二節 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動環境配慮指針)

第十一条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(温室効果ガスの排出の量等の把握)

第十二条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第十三条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 次号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び当

等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地球温暖化防止計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策の実施状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、地球温暖化防止計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動環境配慮指針)

第十条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(温室効果ガスの排出の量等の把握)

第十一条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第十二条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 次号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び当

該措置により達成すべき目標

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 特定事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出）

第十四条 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出削減計画書（同条第三項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあつては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減計画書等の公表及び評価）

第十五条 知事は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するとともに、その内容について評価を行うものとする。

- 2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

（補完的手段）

第十六条 第十三条第一項又は第二項　の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

該措置により達成すべき目標

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 特定事業者以外の事業者　は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出）

第十三条 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出削減計画書（同条第三項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあつては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減計画書等の公表　）

第十四条 知事は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表する　ものとする。

（補完的手段）

第十五条 特定事業者及び第十二条第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

(中小排出事業者に対する支援)

第十七条 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うに当たっては、中小排出事業者に特に配慮するものとする。

第三節 日常生活に係る地球温暖化対策

(エネルギーの使用の量の把握)

第十八条 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(環境物品等の選択等)

第十九条 県民は、日常生活に関し、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

2 県民は、日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。

第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

第二十条 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用等に努めるものとする。

2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の適正な整備等)

第二十一条 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を適正に整備し、及び適切に運転するよう努めるものとする。

(自動車の原動機の停止)

第四章 日常生活に係る地球温暖化対策

(エネルギーの使用の量の把握)

第十六条 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(環境物品等の選択等)

第十七条 県民は、日常生活に関し、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

2 県民は、日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。

第五章 自動車の使用に係る地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

第十八条 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用等に努めるものとする。

2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の適正な整備等)

第十九条 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を適正に整備し、及び適切に運転するよう努めるものとする。

(自動車の原動機の停止)

第二十二條 自動車運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止するよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(自動車通勤環境配慮指針)

第二十三條 知事は、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車（自動車であつて、自家用として使用されるものをいう。以下同じ。）が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項に関する指針（以下「自動車通勤環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、自動車通勤環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

第二十四條 常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業所」という。）を設置する事業者（以下「特定大規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「自動車通勤環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- 一 特定大規模事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 特定大規模事業所の名称及び所在地
 - 三 特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定大規模事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
 - 3 前二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第二十五條 前条第一項又は第二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提

第二十條 自動車運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止するよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(自動車通勤環境配慮指針)

第二十一條 知事は、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車（自動車であつて、自家用として使用されるものをいう。以下同じ。）が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項に関する指針（以下「自動車通勤環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、自動車通勤環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

第二十二條 常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業所」という。）を設置する事業者（以下「特定大規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「自動車通勤環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- 一 特定大規模事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 特定大規模事業所の名称及び所在地
 - 三 特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定大規模事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
 - 3 前二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第二十三條 前条第一項又は第二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提

出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画書（同条第三項の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者にあつては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（自動車通勤環境配慮計画書等の公表）

第二十六条 知事は、第二十四条第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出又は前条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第五節 建築物に係る地球温暖化対策

（建築物環境配慮指針）

第二十七条 知事は、建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「建築主」という。）が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制）

第二十八条 建築主は、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築物環境配慮計画書の作成等）

第二十九条 建築主であつて規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基

出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画書（同条第三項の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者にあつては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（自動車通勤環境配慮計画書等の公表）

第二十四条 知事は、第二十二条第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出又は前条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第六章 建築物に係る地球温暖化対策

（建築物環境配慮指針）

第二十五条 知事は、建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「建築主」という。）が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制）

第二十六条 建築主は、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築物環境配慮計画書の作成等）

第二十七条 建築主であつて規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基

づいて行うものとする。

- 一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 特定建築物の名称及び所在地
 - 三 特定建築物の概要
 - 四 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
 - 五 省エネルギーのために講ずる措置
 - 六 再生可能エネルギーの導入に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第三十条 前条第一項又は第二項の規定により建築物環境配慮計画書（同条第三項の規定により変更後の建築物環境配慮計画書を提出した建築主にあっては、当該変更後の建築物環境配慮計画書）を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（建築物環境配慮計画書等の公表）

第三十一条 知事は、第二十九条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

第三十二条 事業者、県民及び民間団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに県産材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

づいて行うものとする。

- 一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 特定建築物の名称及び所在地
 - 三 特定建築物の概要
 - 四 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
 - 五 省エネルギーのために講ずる措置
 - 六 再生可能エネルギーの導入に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第二十八条 前条第一項又は第二項の規定により建築物環境配慮計画書（同条第三項の規定により変更後の建築物環境配慮計画書を提出した建築主にあっては、当該変更後の建築物環境配慮計画書）を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（建築物環境配慮計画書等の公表）

第二十九条 知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第七章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

第三十条 事業者、県民及び民間団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに県産材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する事業者及び県民の理解を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

(再生可能エネルギーの優先的利用等)

第三十三条 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器具の優先的な使用に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの地産地消)

第三十四条 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、相互に連携し、及び協働して、地域資源を生かした再生可能エネルギーを創出し、及び地域において得られた再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めるものとする。

(再生可能エネルギーの普及等)

第三十五条 県は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前条の再生可能エネルギーが地域の実情に応じて有効に利用されるよう、事業者、県民及び市町村に対し、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、県は、事業者及び県民による省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

(水素エネルギーの普及啓発等)

第三十六条 県は、水素エネルギーの利用について、事業者及び県民の理解を深めるため、普及啓発及び情報提供を行うものとする。

第四章 気候変動適応

(気候変動適応に関する施策の推進)

2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する事業者及び県民の理解を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第八章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

(再生可能エネルギーの優先的利用等)

第三十一条 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器具の優先的な使用に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの普及等)

第三十二条 県は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者及び県民による省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第三十七条 県は、気候変動適応に関し、次に掲げる施策について、地域の特性を踏まえ推進するものとする。

- 一 農業、林業及び水産業における被害の防止又は軽減に関すること。
- 二 水環境及び水資源の保全に関すること。
- 三 自然生態系の保全に関すること。
- 四 水害、土砂災害その他の自然災害の予防及び被災後の復興に関すること。
- 五 熱中症、感染症その他疾病の予防に関すること。
- 六 製造業、観光業その他の産業・経済活動の発展に関すること。
- 七 道路、水道その他の社会資本の整備に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関すること。

(岐阜県気候変動適応センター)

第三十八条 県は、適応法第十三条第一項に規定する気候変動適応を推進するための拠点として、岐阜県気候変動適応センターを設置する。

- 2 岐阜県気候変動適応センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
 - 二 気候変動影響及び気候変動適応に関する調査研究及びその成果の公表
 - 三 気候変動影響及び気候変動適応に関する普及啓発
 - 四 気候変動適応に関する県若しくは市町村の施策又は県民若しくは事業者の取組に対する技術的助言
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(事業者及び県民の取組)

第三十九条 事業者及び県民は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、気候変動適応のための取組を行うよう努めるものとする。

第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等

(地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習)

第四十条 県は、県民が、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場において、地球温暖化の防止及び気候変動適応について学ぶことができるようにするため、学校、民間団体、事業者、市町村等と連携し、教育及び学習の推進に努めるものとする。

第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

(地球温暖化の防止_____に関する教育及び学習)

第三十三条 県は、県民が、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場において、地球温暖化の防止_____について学ぶことができるようにするため、学校、民間団体、事業者、市町村等と連携し、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第四十一条 県は、地球温暖化及び気候変動影響の現状並びに地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組の重要性について、事業者、県民及び観光旅行者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第四十二条 知事は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を積極的に行う事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

第六章 雑則

(指導及び助言)

第四十三条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を行う場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第二十四条第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第四十五条 知事は、第十三条第一項若しくは第三項、第十四条、第二十四条第一項若しくは第三項、第二十五条、第二十九条第一項若しくは第三項又は第三十条の規定による提出又は届出（以下「提出等」という。）をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(啓発活動及び広報活動)

第三十四条 県は、地球温暖化の現状及び_____地球温暖化対策_____の重要性について、事業者、県民及び観光旅行者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第三十五条 知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む_____事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

第十章 雑則

(指導及び助言)

第三十六条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する_____場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第二十二條第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第三十八条 知事は、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条、第二十二條第一項若しくは第三項、第二十三條、第二十七條第一項若しくは第三項又は第二十八條の規定による提出又は届出（以下「提出等」という。）をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(公表)

第四十六条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

(公表)

第三十九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略